

能登町復興基本方針を決定しました

町では、令和6年能登半島地震から一日も早く町の姿を取り戻し、復興に向けて更なる発展を遂げるため、今後のまちづくりの基本的な姿勢や取り組みの方向性を示す「能登町復興基本方針」を策定しました。

今後、この基本方針に基づき、町民や事業者、年代や性別を問わず多様な声を聞き、年内に、復興に向けた総合計画となる「能登町復興計画」を策定し、復興に向けた取り組みを進めていきます。

能登町復興基本方針の概要

1. 基本理念

被災者の生活再建と企業・個人事業主の再建を最重点課題として、東日本大震災や熊本地震等の過去の大規模災害からの復興の知見や教訓を活かし、「3つの基本理念」のもとに「能登町復興計画」を策定します。

①住宅・店舗の再建、生活や産業の再生

被災された町民一人ひとりが今後も本町で安心して住み続けられるように、住宅再建を支援し、医療・福祉・教育等の充実に向けた取り組みを進めます。また、甚大な被災を受けた農林漁業をはじめ商工業を早期に復旧し、活力を再生し、事業継続と雇用の維持を目指します。

②早期復興による人口流出阻止

これまでの経験則として「災害は地域のトレンドを加速する」と言われています。本町においては、近年5年で1割の人口減と5%の高齢化率の上昇があり、今回の震災によりこれが更に加速することが懸念されます。そのため町民や事業者とともに町内外の官民が連携し、震災前の町の姿に復旧するだけでなく、防災・減災を推進し、強靱かつ持続可能なまちづくりを目指した1日も早い復興に取り組めます。

③力強い未来を創造

「能登の里山里海」に育まれた能登の暮らしは、農林漁業等の生業、食、祭礼をはじめとする伝統文化等があり、世界に誇るものです。これらを次世代に受け継ぐことができる未来をつくっていきます。そのためには、これまでに繋がりを持っていた方や、この震災をきっかけに繋がりを持った関係人口（外部人材）等と連携し、本町のブランドを一層高める「創造的復興」を目指します。

2. 策定にあたっての基本的な考え方

復興の主体および担い手は町民一人ひとりです。町民・事業者と行政が協働し、関係機関や関係人口とも連携して復興を目指します。

■計画期間 9年間（令和6年度から令和14年度まで）

県の復興プランの計画期間にあわせ、将来の能登町の姿をイメージできるよう、復旧期、再生期、創造期に分けて取り組みます。

○**復旧期【2年間】**（令和6～7年度）：生活や産業の再開に不可欠な住宅、生活環境、インフラなどの早期復旧に加え、まちの再生・発展に向けた準備を進めます。

○**再生期【3年間】**（令和8～10年度）：復旧期と連動し、生活環境や生業の本格復旧を進めるとともに、被災前の活力を回復し、地域の価値を高めます。

○**創造期【4年間】**（令和11～14年度）：再生期と連動し、復興を進めるとともに、地域の新たな魅力や活力、賑わいの創出など、地域の更なる発展に向けた新たな価値を創造する取り組みを進めます。

3. 復興に向けた5つの柱

能登町の再生と創造に向けて、「5つの柱」に分類し、取り組みを進めます。

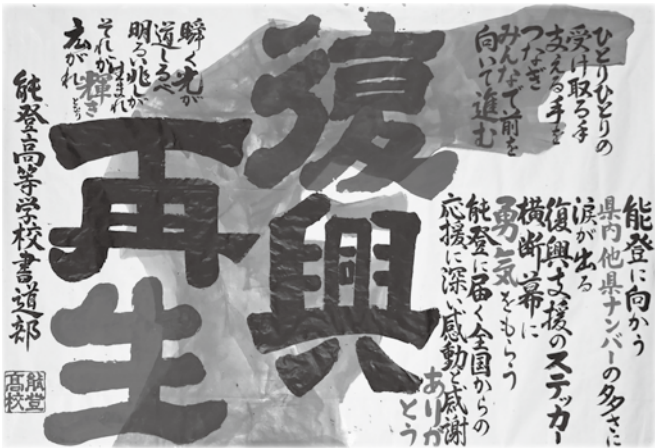
- ① インフラの早期再生と強靱化

② くらしと地域コミュニティの再建

③ 生業（なりわい）の再建

④ 安心してくらし続けられるまちづくり

⑤ 復興プロジェクトの創出



能登高書道部員・顧問による「復興再生」を願う書

■ 能登町復興計画策定スケジュール

時期	策定スケジュール	町民・事業者等	町復興推進委員会・部会 ※
5月 終了	復興計画（素案）	5/17～25 復興まちづくり意見交換会	5/16 第1回委員会 5/28 第2回委員会
6月		アンケート調査 ★	第1回部会
7月		復興まちづくり対話会	
8月	復興計画（中間案）		第3回委員会
9月			第2回部会
10月			第3回部会
11月		パブリックコメント （意見公募）	第4回委員会
12月	復興計画完成		

※復興推進委員会は、町民・各種団体・学識経験者等で構成し、本町の復興に関して協議する委員会です
ここには、「すまいと暮らしの再建・安全な地域づくり部会」「産業・経済復興部会」の2部会を設置します
各分野の専門的知見等を有する復興推進アドバイザーも交え、具体的に協議します

★復興計画策定にかかる町民アンケート調査のご協力をお願いします

復興まちづくり意見交換会にご参加いただきありがとうございました。
今月中旬（予定）には、町民の皆さまの声（ご意見）を広く伺い、復興計画策定に反映させていくために全世帯アンケート調査を実施します。

- 【回答方法】
- ・郵送したアンケート用紙での回答▶用紙に記入後、同封の返信用封筒で郵送してください。（切手不要）
 - ・WEBアンケートフォームでの回答▶郵送したアンケート用紙にアンケートフォームQRコードを掲載しますので、それを読み取ってパソコンやスマートフォンなどから回答してください。

「未来のとびら」

MIRAI NO TO BIRA

能登町災害義援金および被災者応援給付金の配分について

能登町に寄せられた義援金（※）および被災者応援給付金について詳細が決定しました。
1人あたり合計6万円の能登町災害義援金および被災者応援給付金を配分します。いずれも新たな申請は不要です。

能登町 災害義援金	1人あたり 3万円	+	被災者 応援給付金	1人あたり 3万円
--------------	--------------	---	--------------	--------------

(※) 令和6年4月末時点の総額は
4億2662万9979円になります
たくさんのご支援ありがとうございます

■配分対象者

令和6年能登半島地震により、被害を受けた全町民
※令和6年1月1日以降に亡くなられた方については、同じ世帯の方が配分を受取ることができます

■配分時期・方法

全住民一律5万円の申請で指定した口座に、合計6万円を、順次振込みます。※振込口座の変更はできません

◎全住民一律5万円の申請がまだの方は、お早めに申請手続きをお願いします。

通帳へは
・住民一律5万円（特別給付分）
：「イシカワケンギエンキン」

・能登町災害義援金および被災者応援給付金
：「マチギエン3オウエン3」
と印字されます

石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金のお知らせ

県では、能登地域6市町において、居住する住宅に半壊以上の被害が生じた、高齢者や障がい者のいる世帯、資金の借り入れや返済が容易でないと見込まれる世帯に対して、家財等（家財、自動車）の給付金を支給します。

役場では、**6月3日**㊤から、相談窓口および申請受付を開始します。

制度の詳細や必要な書類などは、県または町ホームページをご確認ください

受付時間 【平日】9時～16時
(土・日・祝除く)

受付場所 役場1階
エレベーター横 共用スペース

■支援対象者

- 居住する住宅が半壊以上の被災をした
- 高齢者（申請日時点で65歳以上）のいる世帯
 - 障がい者（令和6年1月1日時点で身体、療育、精神手帳所持者）のいる世帯
 - 児童扶養手当受給世帯
 - 離職・廃業した人がいる世帯
 - 一定のローン残高がある世帯
 - 家計急変世帯

■必要書類

- り災証明書の写し
- 預金通帳またはキャッシュカードの写し
- 住民票の写し（住民課で申請）

◎被災者生活再建支援金の申請手続きも行っています。住民課☎62-8510までご相談ください。

家財支援
最大
50万円

※被災者生活再建支援金申請書未提出の方
(被災者生活再建支援金の申請が提出済の世帯には、順次給付しています)

自動車支援
最大
50万円

※令和6年1月1日以降に車検を受けず永久抹消した場合、登録事項等証明書または、検査記録事項等証明書が必要となります。石川運輸支局または自動車販売店にご確認ください

石川県災害義援金第二次配分について

石川県などに寄せられた義援金の配分を行っています。 ☎総務課危機管理室☎62-8533

建物被害認定調査（再調査）を依頼する場合は、再調査の結果が出てから申請をお願いします。
第一次配分の対象者で申請をされた方、災害弔慰金の対象者、被災者生活再建支援金の申請をされた世帯については、第二次配分の申請は不要です。 ※既に申請された口座へ振込みます

■配分対象・配分金額

被害区分		第一次配分	第二次配分	合 計
人 的	死 者	20万円/人	80万円/人	100万円/人
	重傷者	10万円/人	—	10万円/人
住 家	全 壊	20万円/世帯	80万円/世帯	100万円/世帯
	大規模半壊	15万円/世帯	60万円/世帯	75万円/世帯
	中規模半壊	10万円/世帯	40万円/世帯	50万円/世帯
	半 壊	5万円/世帯	20万円/世帯	25万円/世帯
	準半壊	—	10万円/世帯	10万円/世帯
	一部損壊		3万円/世帯	3万円/世帯
6市町全住民 (義援金特別給付分)		5万円/人	—	5万円/人

必要書類
・り災証明書の写し
・通帳、キャッシュカードの写し
・印鑑（代理申請の場合）
被害を受けた住家に住民登録がない方は
・電気等の料金明細・家屋の賃貸契約書など
住民一律5万円の場合は
・給付対象者全員の身分証明書の写し

「人的被害・住家被害（町へ申請）」の申請と「6市町全住民一律5万円（県へ申請）」の申請は別です。「住家被害」に該当する方は、必ず両方の申請をお願いいたします。
※一次配分の申請を行った方は、二次配分の申請は不要です

■申請方法

【インターネットでの申請】

右のQRコードから申請してください。
※オンライン申請は、「住家被害」かつ「世帯主本人の申請、口座名義の場合」に限ります。該当しない場合は窓口での申請をお願いします



【郵送での申請】

申請書に必要な事項を記入し、郵送してください。
※申請書は役場窓口へ備え付けてあります

あて先 〒927-0492
能登町字宇出津ト字50番地1
能登町役場総務課 危機管理室

【窓口での申請】

次の場所で申請を受付けます。6市町全住民一律5万円と第二次配分は、いずれも同じ会場となります。

●能登町役場1階 ▶月曜から金曜の9時～16時（土・日・祝除く）

●各総合支所・支所 ▶下記受付カレンダーの9時30分～16時（土・日・祝除く）

月	火	水	木	金
3日	4日 内浦総合支所	5日	6日 小木支所	7日
10日	11日 柳田総合支所	12日	13日 鵜川支所	14日
17日	18日 内浦総合支所	19日	20日 小木支所	21日
24日	25日 柳田総合支所	26日	27日 鵜川支所	28日

◎6市町全住民一律5万円の配分について

現在、振込までに2か月程度、場合によってはそれ以上かかる場合があります。
申請内容に不備がある方に対し、コールセンターから順次ご連絡しています。振込などについてのお問合せは、**専用コールセンター（☎0120-102-829）**までお願いします。

春の叙勲・危険業務従事者叙勲

令和6年春の褒章、叙勲が発表されました。能登町からは叙勲に3人、危険業務従事者叙勲に1人が栄えある受章となりました。主な功績を紹介します。



旭日中 綏章
山口彦衛さん(78)＝笹川＝

地方自治功労 元柳田村長・県議会議員

山口さんは、昭和62年4月から平成17年3月の町村合併まで5期18年にわたり柳田村長を務められました。その間、北河内ダムの建設や小学校の統合などを成し遂げ、村の発展に尽力されました。また、平成23年4月から県議会議員を3期12年務め、奥能登地域の振興に貢献されました。

震災すぐの受章に、申し訳ない気持ちがあったとのことですが、馳県知事から『こんな時だからこそ』と言葉を受け、「住民の皆さんと一緒にいたかった」と語りました。震災後、人口減少や高齢化はこれまで以上の加速が予測されますが、「奥能登がまとまることで、よい方向に進んでほしい」と話しました。

瑞宝単光章

谷 淳子さん(64)＝布浦＝



看護業務功労 看護師

谷さんは、社会福祉法人「長寿会」の施設で、設立当初の昭和59年より40年にわたり看護師として勤めていきます。これまでグループホーム長寿の郷の施設長などを歴任、1月の地震の際も、看護師長として勤務していました。「看護はチームワークでの仕事であり、今回の受章は私一人のものではなく、皆さんのおかげ。今後も1年1年勤めていきたい」と話しました。

瑞宝単光章

新出鉄夫さん(70)＝清真＝

消防功労 元町消防団副団長

新出さんは、昭和52年に内浦町消防団秋吉分団に入団。能登町消防団副団長として職を退くまで、26年間にわたり、町内の防火と安全を守るために尽力されました。

叙勲・褒章とは

国家または公共のために功労のあった方に対し勲章が授与されることを「叙勲」、様々な社会的分野において優れた業績のあった方に、褒賞の記章が授与されることを「褒章」といいます。

生存者に対する叙勲・褒章は、春秋叙勲・褒章や88歳以上の方を対象とした高齢者叙勲、警察官・消防吏員など著しく危険性の高い業務に精励された方を対象とした危険業務従事者叙勲などがあります。

瑞宝双光章

大向 清さん(69)＝藤ノ瀬＝



消防功労

元石川県奥能登広域圏事務組合
消防監

大向さんは、通算40年の永きにわたり消防職員として、消防活動に尽力されました。平成23年4月に奥能登広域圏事務組合消防司令長に就任、25年4月からは消防監として、判断力と指揮力を発揮し、最前線で地域の安全・安心を守ってきました。

いつまでもお元気で

5月7日、小木の林さよ子さんが100歳を迎えられ、ご自宅で町長から祝い状と花束を受け取りました。林さんはデイサービスに行くことを楽しみにしており、通所日には明るくお話をされ皆さんと元気に交流しているそうです。この日は、長女夫婦・次女・お孫さんが同席し、100歳のお誕生日を祝福され、とても嬉しそうなお様子でした。



5月7日、山田の橋本昇さんが100歳を迎えられ、町長から祝い状と花束を受け取りました。橋本さんは俳句に取り組んでおり新聞に何度か掲載されたそうです。この日は、家族や施設職員ら10人以上の方が同席し、施設からは花束と似顔絵つきケーキなどで100歳のお誕生日を祝福され、とても嬉しそうなお様子でした。

100歳ご長寿

多田めよ子さん、橋本昇さん、林さよ子さん

4月27日、姫の多田めよ子さんが100歳を迎えられ、三男の正俊さんから祝い状を受け取りました。多田さんは町内の病院に入院していましたが、震災後、町外に避難されており、避難先でご家族から祝い状を受け取りお誕生日を祝福されました。正俊さんからは「苦労して育ててくれた母には感謝しかありません」とお言葉をいただきました。



行政委員辞令交付式

5月7日、役場で行政委員の辞令交付式が行われ、大森町長から次のとおり辞令が交付されました。任期は、教育長および固定資産評価審査委員会委員が3年、教育委員会委員が4年となります。

教育長 眞智富子(＝松波＝・2期)
教育委員会委員 上見正人(＝小木＝・3期)
固定資産評価審査委員会委員 新谷芳美(＝崎山＝・2期)



左から眞智教育長、大森町長、上見さん、新谷さん

「教科書展示会」を開催します

令和7年度から採用予定の中学校用の教科書の展示会を開催します。皆さまのご意見などを参考とさせていただきますので、ぜひご来場ください。



展示期間 6月14日(金)～27日(木)

展示会場 ①宇出津センター 宇出津小学校 9時30分～16時30分(土曜日、日曜日は閉館)
②柳田展示場 柳田教養文化館 10時30分～18時30分(日曜日は閉館・6月22日(土)は休館)
③内浦展示場 中央図書館分館松波図書館 9時～17時(日曜日、月曜日は閉館)

☎教育委員会事務局 ☎62-8537

高齢者叙勲・旭日単光章 地方自治功労 菊田俊夫さん(88)



2月1日付で高齢者叙勲を受章した、菊田俊夫さん(＝布浦＝)が、5月7日、役場を訪れ、大森町長に受章の喜びを報告しました。

菊田さんは、平成9年9月に内浦町議会議員に初当選。町村合併後も能登町議会議員に当選されました。平成22年10月までの間、通算13年1か月にわたって議員を務められ、町議会副議長などを歴任。地方自治発展のために努力され、地域の産業発展や教育・文化・福祉の向上などに尽力されました。

育 松波小学校1・2年生が農業体験 育てることの大切さを学ぶ

5月2日、松波小学校で農業体験が行われました。この体験は、土に触る農業の体験を通して、食物を育てることの大切さに気づいてもらうため企画され、1年生はサツマイモ、2年生はミニトマト・ナス・ピーマンを育てます。児童らは、先生の説明を聞き、真剣に作業に取り組んでいました。最後に「大きくなあれ」と声を掛けながら苗に水をかけ、自分たちが育てていく野菜の成長を楽しみにしているようでした。



声をかけながら水やりをする1年生たち

上映前には「ドラえもん」が登場！子どもたちと記念撮影



「ドラえもん」で感動と癒し

4月26日、まつなみキッズセンター前で「映画ドラえもん のび太の地球交響楽」の義援上映会が開かれ、多くの親子や子どもたちが映画を観覧しました。日本映画製作者連盟など4団体で構成される「映画館に行こう！」実行委員会が、被災した子どもたちに感動と癒やしを届けたいと企画したものです。特設スクリーンに映像が映し出されると、子どもたちは迫力と美しさに引き込まれている様子でした。

「紙芝居師なっちゃん」のクイズに笑顔を見せる子どもたち



紙 わくわくこども図書館まつり 芝居とぬいぐるみで癒しを

5月4～5日、中央図書館で「わくわくこども図書館まつり」が開催されました。のべ100人の来館者が「紙芝居師なっちゃん」こと中谷奈津子さんの紙芝居と、ぬいぐるみプロジェクト代表の山中弓子さんによる読み聞かせを楽しみました。山中さんは子どもたちに癒しとなるよう、ぬいぐるみを贈りました。5日はおやつや飲食やおしゃべりができる特別ルール。アニメも上映され、普段は静かな館内に歓声が溢れました。

姉 流山市立小中学校児童会・生徒会 妹都市の小中学生が募金活動とメッセージで応援

姉妹都市である千葉県流山市の小中学生が募金活動を行って集めた5,893,123円と応援メッセージが、4月24日、役場に届けられ、同市校長会の前川秀幸会長らから眞智教育長に手渡されました。流山市内には小学校17校、中学校10校があります。児童会・生徒会を中心とした募金活動は、校内だけで



流山市内で集まった募金と学校へのメッセージが手渡された



なく流山市内全域で行われ、児童生徒らは手作りボードなどを掲げて能登町への支援を呼びかけました。「地震に負けないで」「これらかも応援しています」などの言葉がつづられた応援メッセージは各学校ごとに贈られたほか、町民向けにも作成され、役場1階に掲示されています。

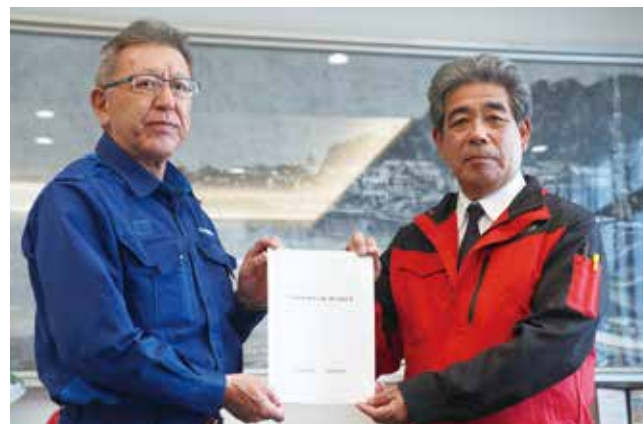
憩 「やなぎだハウス」修繕完工式 いの場 再開を喜ぶ

4月29日、能登就労支援事業所「やなぎだハウス」の修繕完工式が行われました。同所は耳の不自由な人の交流拠点として平成29年に開所され、作業を行う憩いの場として利用されていましたが、今回の地震で損傷し、使用できない日が続いていました。県聴覚障害者協会が「安心して過ごせる居場所を再開させたい」と、全日本ろうあ連盟に寄せられた義援金約600万円を活用して修繕。式には約50人が集まり再開を喜びました。



完工式には多くの利用者が集まって再開を祝った

協定書を手に記念撮影をする宮原市長と大森町長



災 宮崎県小林市と災害連携協定を締結 害備えさらなる連携強化へ

4月25日、姉妹都市である宮崎県小林市との災害協定締結式が役場で行われました。協定は有事の際に迅速に相互連携を強化するためのもので、宮原義久市長は「末永く友好が図られることを祈念したい」大森町長は「いち早く支援に応じてくださった小林市と、今後も連携を深めながら災害に備えていきたい」とあいさつしました。同市からは防災直後から支援物資や職員の派遣、義援金など多大なるご支援を頂いています。

税の申告はお忘れなく！

令和6年能登半島地震の影響により延長していましたが令和5年分の所得税の確定申告と令和6年度分の町・県民税の申告の受付を行います。

申告は町・県民税だけでなく、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定資料となるほか、福祉、年金、児童手当などのサービス、受給手続きに必要な重要な手続きです。申告がないと各種サービスなどが適切に受けられない場合があります。

申告受付期間が例年より短い期間となっておりますので大変混雑が予想されます。税務署での申告やご自宅からスマホなどで申告できるe-Taxもございますので、ぜひご利用の検討をお願いいたします。

申告会場と受付期間

■会場 能登町役場 2階 大集会場

■受付期間 6月1日(土)～10日(月)
9:00～16:00 <土・日も開催します>

所得税の確定申告が必要な人

- ①事業所得や不動産所得などがあり、所得の合計金額が所得控除の合計額を超える人
- ②給与所得者で、
 - ・給与の年間収入額が2,000万円を超える人
 - ・給与以外の所得が20万円を超える人
 - ・給与を2か所以上から受けている人
 - ・退職などで年末調整を行っていない人
- ③源泉徴収票で適用されていない控除を受けようとする人（医療費控除、寄附金控除など）
- ④雑損控除の適用を受けようとする人
※公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告の必要はありません。

町県民税の申告が必要な人

- 令和6年1月1日現在、能登町在住で次に該当する人は町県民税の申告が必要です。
- ①令和5年中に収入がない人（「収入なし」として町県民税の申告をしてください。）
 - ②別世帯の人に扶養されている人
 - ③町県民税について受ける控除（扶養、社会保険料、医療費など）がある人
※生活保護や遺族年金、障害年金を受給している場合でも町県民税の申告が必要です。



町では、申告会場で申告受付システムを活用しています。皆さんが申告に必要なもの（左ページ参照）を持参するだけで、申告書記入の手間を省き、スムーズに申告ができるように対応しています。

申告書は、令和6年1月1日現在で能登町に住民登録をしている人の世帯につき1枚を今月号の広報と一緒に配布しています。不足する場合は、各支所に備付けの予備があるほか、町ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

問 税務課 ☎ (62) 8518

申告に必要なもの（チェックリスト）

☐ 令和5年中の収入のわかる書類（給与・報酬・賃金・年金のある人は源泉徴収票）

☐ マイナンバーカードなど個人番号が確認できる書類

確定申告書には、マイナンバーの記載と、本人確認書類（「マイナンバーカード」または「通知カード+運転免許証など」）の提示または写しの添付が必要です。

☐ 生命保険料・地震保険料控除などを受ける人は控除証明書

☐ 国民年金保険料などを申告する人は納付額の証明書または領収書

☐ 障害者控除を受ける人は障害者手帳・療養手帳など確認できるもの

☐ 医療費控除を受ける人は、国税庁のホームページに記載されている医療費の明細書

ご自分で領収書・レシートの整理、集計し作成した明細書をお持ちください。明細書が入手困難な場合は、医療を受けた人の名前、支払った医療費の額、受診した医療機関名等を明記して集計した任意の様式でもかまいません。

☐ 住宅借入金等特別控除を受ける人はその必要書類

輪島法務局で取得する書類もありますのでご注意ください。

☐ 事業・農業・不動産等の所得の申告をするときは、事前に収支内訳書の作成を

☐ 所得税の還付を受ける人は本人名義の金融機関名、口座番号がわかるもの

☐ 税務署から「確定申告のお知らせ」ハガキまたは封書が届いている人は必ず持参を

次に該当する人は役場では受付できません
税務署またはe-Taxでの申告をお願いします

- ・青色申告をしている人
- ・株式譲渡や株式配当を一般口座で管理している人
※株式を特定口座で利用している場合でも、前年からの繰越損失等がある場合や先物取引をしている人は、税務署をご利用いただくことをお勧めします。

郵送での申告

ご自分で町民税・県民税申告書を作成できる人は、郵送による申告が便利です。郵送する場合は、記載漏れや関係書類の添付漏れがないかをよく確認してください。申告にはマイナンバーの提供が必要です。番号を記入の上、マイナンバーカード、免許証などの写しを同封してください。

後日、申告内容などをお尋ねする場合がありますので、連絡先の電話番号は必ず記入してください。また、申告書控用が必要な場合は、84円切手を貼った返信用封筒（定形）を同封してください。

宛先
〒927-0492
(郵便番号を記載すれば住所は省略できます)
石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字50番地1
能登町役場税務課 宛

要介護認定者における障害者控除について

要介護認定を受けている人で、一定の基準に該当する場合は、所得税法による障害者控除を受けることができます。本人または家族からの申請が必要です。申請後、基準を満たすと認められた場合、「障害者控除対象者認定書」を交付します。交付には時間がかかる場合があるので、事前の申請をお勧めします。

手続きや基準などについては、健康福祉課介護保険係（☎62-8517）までお問合せください。

【お知らせとお願い】

- 前年収入がなかった人の町県民税の申告書は、税務課のほか柳田・内浦・小木・鶴川の各窓口でも提出できます。
- 収支内訳書や医療費控除の明細書は必ず事前に作成してください。



輪島税務署の申告案内は
次ページをご覧ください

被災家屋等の自費解体に係る費用償還について

町では、3月18日より、公費解体工事を順次開始しています。

公費解体を待ちきれずに自費解体を実施する場合は、費用償還制度を利用できます。半壊以上の建物などが対象で、申請には右の書類が必要となります。

多くの書類の準備が必要となりますので、事前に相談窓口等でご相談ください。

また、公費解体は費用償還のように、一旦、解体費用を支払いすることや、自己負担分が発生することは一切ありません。解体をお考えの場合は、公費解体の申請をご検討ください。

☎住民課 ☎ 62-8510

【必要書類】

- ①申請書
 - ②実印および印鑑登録証明書
 - ③身分証明書（運転免許証など）
 - ④り災証明書（「半壊」以上）
 - ⑤建物の所有者がわかるもの（登記など）
 - ⑥解体する建物を示した図面
 - ⑦被災状況写真
 - ⑧解体工事契約書
 - ⑨解体前（建物の寸法が確認できるもの）・解体中・解体後の写真
 - ⑩解体工事費用内訳書
 - ⑪領収書等の解体業者への支払いが確認できるもの
 - ⑫マニフェスト伝票（産業廃棄物管理票）
- ※代理申請の場合は、委任状、代理者の実印、印鑑登録証明書も必要です

町では、仮設住宅入居者や在宅被災者の方々を支援する

「被災者見守り・相談支援事業」等を実施します！

被災者見守り相談支援事業等とは

被災前とは大きく異なる環境に置かれている、仮設住宅入居者や在宅被災者に対して、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止のための見守り支援や、日常生活上の相談を行った上で、必要に応じて各専門相談機関へのつなぎ等の支援を行う事業です。

相談支援員について

町が委託する相談支援員が、仮設住宅・在宅被災者宅を戸別訪問し、次の支援を行います。

- ・家族、生活状況、健康状態等の聞き取りや、入居者への情報提供等
- ・今後の支援方針の検討
- ・関係する支援機関へのつなぎ
- ・サロン活動や地域のコミュニティづくりなど



戸別に訪問し、健康状態などの聞き取りを行います
よろしく願いします

☎健康福祉課 ☎ 62-8515

災害ごみの搬入について

2月5日より、令和6年能登半島地震で発生した災害ごみの受入れを、町内3か所の仮置場で行っていますが、柳田野球場横駐車場および内浦総合運動公園第3駐車場での受入れ業務を6月17日⑥で終了いたします。藤波運動公園駐車場（藤波テニスコート付近）については、引き続き、受入れを行いますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

地域ごとの搬入日については、5月号広報配布時の「災害ごみ搬入カレンダー」または町ホームページでご確認ください。

☎住民課 ☎ 62-8510

輪島税務署での申告相談

期間 5月13日⑥から当分の間

受付時間 9:00～16:00 ※土・日・祝日除く

場所 輪島税務署（仮庁舎）
輪島市河井町15部90の16

混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要となります。「入場整理券」は申告相談会場入口で当日配付するほか、国税庁のLINE公式アカウントでの事前発行もしています。

※配布枚数には限りがあります。

LINE公式アカウント
友達追加はこちらから →



☆税務署から「確定申告のお知らせ」ハガキまたは封書が届いている人は必ず持参してください。

便利なネットで申告書作成

パソコンやスマートフォンをお持ちの人は、マイナンバーカードを利用したe-Tax・スマホ申告が便利です。

【自宅ですべて申告】

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額等が自動計算され、確定申告書等が作成できます。作成した申告書等は、e-Taxを利用して送信できるほか、印刷して郵送等により税務署に提出することもできます。

所得税の確定申告（国税庁）はこちらから →



【スマホでスマート申告】

給与所得がある人、雑所得がある人などは、マイナンバーカードを利用していつでも行える、スマホでの申告が便利です。専用画面でスムーズに入力できます。スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すると自動入力でき、さらに書面で提出する場合より早期に還付されます。

スマホを利用した申告はこちらから →



【不明な点に関する問合せは】

まずは国税庁ホームページをご覧ください。「税務相談チャットボット」にご相談ください。質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。また、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の操作に関するお問合せの多い質問について、同コーナーの「よくある質問」に掲載していますので、ご覧ください。

チャットボットの利用はこちらから →



税務署からのお願い

■確定申告書等関係書類を書面で提出される場合は、提出方法により提出先が異なりますので、誤りのないようお願いします。

○送付（郵送）による場合

金沢国税局業務センター

（輪島税務署管内分）

〒920-8526 金沢市戸水2丁目30番地

（金沢国税局戸水分庁舎）

※持参による提出はできません。

○持参による場合

輪島税務署

〒928-8501 輪島市河井町15部90の16

■確定申告書等関係書類は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）からのプリントアウトをお願いします。

マイナンバーの記載について

申告書には、マイナンバーの記載と本人確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード＋運転免許証など）の提示または写しの添付が必要です。詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）をご確認ください。

輪島税務署の

確定申告相談



※自動音声に従ってください

☎輪島税務署 ☎ 0768 (22) 2241

国税庁では、この度の令和6年能登半島地震による被害発生に伴い、地域を指定して国税に関する申告、申請、納付等の期限の延長（令和6年1月12日付官報）を行いました。申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮しつつ検討してまいります。

申告書は、e-Taxなどをご利用いただくと便利です。